

2018年8月2日開催ウェビナー「カリフォルニア州法プロポジション 65 ビジネスリスクと対策」Q&A 集

このQ&A集は、2018年8月2日（アメリカ西海岸夏時間）に開催した標記ウェビナーで視聴者の皆様からお寄せいただいた質問について、萬タシャ講師（Yorozu Law Group 代表弁護士、JETRO サンフランシスコ プラットフォーム コーディネーター）、飯田哲平講師（Globizz Consulting, Sales Planning Manager）にご協力をいただき、取りまとめたものです。現時点での一般的な情報を取りまとめたものですので、個別具体の案件へのご対応については、必ず弁護士等の専門家にご相談ください。

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | ラベルに記載する化学物質名はOEHHAにあるリストの物質名でなくてはいけないのか。例えばOEHHAのリストでは、ヒ素はArsenic (inorganic arsenic compounds)、Arsenic (inorganic oxides)の2種類が記載されていますが、まとめて”Arsenic”としてもよいか。 | 化学物質名は、OEHHA (The Office of Environmental Health Hazard Assessment) のリストの正式名称を使用しなければなりません。しかし、一度、正式名称を使用して同時に略式名称を併記した後は、略式名称を使用することができます。 |
| 2 | 危険性の明記は発がん性、生殖毒性についてのみで、発達障害については不要か。 | 消費者製品については、発がん性のある物質については、「to cause cancer (発がん性)」、生殖毒性については、「to cause birth defects or other reproductive harm (出産障害や他の生殖上の危険)」のみで結構です。もし、一つの物質が発がん性と生殖毒性がある場合は、両方明記する必要があります。 |
| 3 | 該当する有害物質を調べる検査は、英語の検査結果であれば日本の検査会社で実施しても問題ないか。 | 一般に通用している化学検査の基準を踏襲している限り問題ありません。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 4 | 従業員が10名未満の会社では、違反があっても全くペナルティがないのか。 | ご理解の通り、製造会社の従業員が10名未満の場合は、Prop65の対象とはならず、ペナルティもありません。しかし、その製品の梱包業、輸入業、流通業、卸業、小売業に従事する会社が10名以上の従業員を雇用する場合は、これらの業者がProp65の対象となります。よって、これらの会社がProp65の規定を違反した場合は、当然罰則の対象となります。しかし、製造会社は、他の業者から契約違反等の訴訟を受ける可能性はあります。 |
| 5 | 「アクリルアミド」など、大学、研究機関での研究用試薬についても、プロポジション65の対象となるか。 | Prop65は、消費者だけではなく、いずれの人に対しても暴露してはならないとあります。従って、化学物質リストに含まれているアクリルアミドを素材として製造する場合は、当該物質を扱う自社従業員や顧客先（大学、研究機関）へ対して、必要な警告義務や情報を開示する義務があります。 |
| 6 | 現地で販売されている日用雑貨品で、警告文が記載されているものは少ないと感じるが、企業規模が小さいメーカーであることや、指摘を受けやすい化学物質であるなどの理由でしょうか。 | 規制対象物質を含んでいるにもかかわらず、警告表示を怠っている例は多く存在しているとは思いますが、特定業界において、なぜコンプライアンスを行っていないかは調査が必要です。考えられる理由としては、公益団体は、できるだけ規模の大きな業界や消費者への危険度が高い製品群にまず焦点を当てるため、まだ、訴訟のリスクに晒されていないだけかも知れません。 |
| 7 | 警告文を記載することで、購入に繋がらないというリスクも考えられるのか。 | その可能性はビジネスリスクとしてあります。 |
| 8 | 商品本体以外に商品パッケージ(PET素材)もプロポジション65の規制に関係するか。 | はい。商品パッケージもその対象となりますので、パッケージの外にもラベルが必要になります。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 9 | 基準値が設定されていない物質には、どのような警告内容をすべきか。 | 警告内容は、安全基準値が設定されているかいないかにかかわらず、同じ内容です。つまり、安全基準値を超えて暴露の可能性がある場合や、安全基準値が設定されていない危険物質が少しでも含まれている場合は、セーフハーバー警告と呼ばれる、警告文の例を利用することができます。警告文には以下の情報を含む必要があります： <ul style="list-style-type: none"> ・「WARNING」の前に警告シンボルの表示 ・化学物質名を明記（Arsenic、Lead、Mercury など） ・各物質の危険性の明記（発がん性、生殖毒性） ・リンク：OEHHA のウェブサイトをはる ・商品ラベルが他言語で記載される場合は、その言語による警告表示も必要 |
| 10 | 食品には△！マーク（Warning Symbol）の表示は不要か。 | ご理解の通りシンボルは必要ありませんが、警告文については、規定に従う必要があります。 |
| 11 | 8月30日時点で在庫となっている Prop65 に対応していない製品を8月30日以降にカリフォルニア州に出荷する事は違法となるか。 | 2018年8月30日以前に製造された製品については、2018年8月30日施行の改正法の規定を遵守する必要はありませんが、2008年9月の警告規定を遵守する必要があります。よってこれを違反する場合は、違法となります。 |
| 12 | 弁護士から物質名を入れないショートフォームラベルの貼り付けを勧められたが、本当に有効なものなのか。 | ショートフォームのラベルを禁じる規定はありませんが、OEHHA の意図は、製品が小さすぎて正規の警告表示ができない場合の選択肢としてショートフォームが利用できることになっています。従って、可能であれば、正規の警告文を表示する方が安全です。 |
| 13 | カリフォルニア州の消費者から製品の交換パーツ（Prop65 対象）について電話で問い合わせを受けて販売するような場合には、どのように警告を伝えるべきなのか。 | 製品に掲載されている警告表示を、郵送するか、オンラインで表示し、そのリンクを伝えることも可能です。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 14 | <p>アクリルアミドに関して、18年6月にOEHHAがコーヒーに関しては発がん性があるとは言えないという見解を出したが、コーヒー製品への警告表示はどう考えれば良いか。</p> | <p>2018年6月15日付でOEHHAが発表した内容は法案であり未だ可決されていませんので、厳密には、コーヒーに含まれるアクリルアミドは未だ規制の対象となっています。しかしながら、訴訟のリスクは下がっていると思われませんが、確定的なことは言えません。</p> |
| 15 | <p>対象製品の紹介をしているウェブサイト警告文を掲載する場合、”フォント6以上”という要求事項はどのように対応すればよいか。</p> | <p>警告文をウェブサイトなどの電子媒体に掲載する場合は、文字の大きさに指定はありませんが、特定の商品が消費者が購入する前に、警告を探さなくても当該商品に関する警告であると明確にわかるように表示されていることが条件となります。</p> |
| 16 | <p>サプライヤーが使用している原料まで確認する必要があるとのことだが、その場合の基準値濃度は、最終製品に適用される基準なのか、それとも原材料個々への基準と照らし合わせるのか、どちらになるのか。</p> | <p>サプライヤーが原料を製造会社に販売する場合、サプライヤーは、原材料をまとめて扱う、自社の従業員並びに製造会社が、安全基準を超えてこれに対する暴露の可能性がある場合、警告義務を生じます。その後、この原材料を使用して製造会社が、消費者用製品を製造する場合、消費者に対する警告義務があるか否かは、最終製品に含まれる分量が引き起こす暴露が安全基準値以内か否かを判断することになります。</p> |
| 17 | <p>子供用玩具が訴えられた事例はあるか。</p> | <p>子供用玩具は訴訟の対象になりやすく、特に鉛を含んでいる判例が多くあります。</p> |
| 18 | <p>実際に公開された裁判で日本企業の事例があるのか。</p> | <p>日本企業も何件かあります。1991年にカリフォルニア州が陶磁器の釉薬に鉛が含まれているとして、日本企業を含む、食器製造会社数社を相手取って提訴した例があります。</p> |
| 19 | <p>製品中の成分がProp65のリストに記載されていない場合、その旨をラベル表示すべきか。その場合、WARNINGはつけなくてよいか。</p> | <p>製品が、OEHHAのリストに掲載されている物質を含んでいない場合は、対象外となりますので、警告表示は必要ありません。</p> |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 20 | 製造年月日が8月30日以前かどうか検査機関が判断できない製品については、製造業者もしくは流通業者がそれ以前の製造であると主張することは可能か。 | 製造日がいつなのかを主張するにしても、それを裏付ける証拠書類が必要と思われます。いずれにしても、2018年8月29日以前に製造された製品が、OEHHAの化学物質リストに掲載される物質を含む場合は、2008年9月時点の法律に従って警告表示を行う必要があります。2018年8月30日以降に製造されたものは、改正法の規定に従う必要があります。 |
| 21 | 表示については法改正前（8月29日以前）と法改正後（8月30日以降）によって異なる、法改正前に警告表示が必要なかったものについては、法改正後も表示の必要がないと考えてよいのか。 | 2018年8月29日以前に製造された製品が、OEHHAの化学物質リストに掲載される物質を含む場合は、2008年9月時点の法律に従って警告表示を行う必要があります。2018年8月30日以降に製造されたものは、改正法の規定に従う必要があります。 |
| 22 | Prop65の規制内容は、輸入業者よりも、むしろ日本のメーカーに強く認識してもらう必要があるものではないか。 | 規定は、日本のメーカーを含め、輸入業者、梱包業者、流通業者、卸業者、小売業者すべてに適用されますので、全業者が認識する必要があります。 |
| 23 | 展示会で配るオマケも訴訟の対象となる可能性があるそうだが、本当なのか。 | ご理解の通り、例えおまけであっても、規定を遵守する必要があります。 |
| 24 | 日本の衣料品が賠償の対象となった事例はあるか。 | 日本の衣料品が対象となったか否かは調査が必要ですが、衣料のボタン、アクセサリ、靴、財布、ハンドバッグ、バックパックなどが、鉛やフタル酸を含むため訴訟の対象になった例があります。 |
| 25 | カリフォルニア州に所在する小売店に、安全基準値を超えている製品を販売する場合、どのような対策が考えられますか。 | 御社の製品が、安全基準値を超えている場合は、販売先に対して、警告表示に含まれる情報を通知し、その通知を受理したことを確認する必要があります。これを最初の1年に半年ごと、翌年からは毎年一回行う必要があります。これらの手続きを行っていれば、消費者に対する警告表示義務は、小売店が負うこととなります。更に小売店に対してその通知義務を負わせるよう、御社と小売店との間の契約でそれを明確にすることにより、御社のリスクをヘッジすることが可能です。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 26 | Prop65 の対策として、必ず食品のパッケージに警告文を記載しなくてはならないのか、その他対応策はどの様に行うべきなのか。 | パッケージに記載する代わりに、陳列棚に対象商品がどれか分かるように警告を表示することも可能です。しかし、直接商品に警告表示を行う方が確実に消費者に伝わるため安全です。 |
| 27 | カタログセールス、e コマースの販売をしていないメーカーは、製品ラベルに警告を記載すれば、カタログ・ウェブへの警告は不要なのか。 | カタログ販売やe コマースでの販売を行っていない場合は、製品ラベルに警告を掲載すれば、カタログやウェブサイトでの警告表示は必要ありません。 |
| 28 | 人体に暴露しない場合でも、警告ラベルは必要なのか。 | 人体に暴露しない場合は、警告表示の必要はありません。ただし、暴露しないという根拠を求められる可能性はあります。 |
| 29 | 競争会社対策の一環として、団体に働きかけ、資金を提供するなどして訴訟を起させるケースはあるのか。 | 公益団体は、あくまでも CA 州住民の公益を代表して訴訟手続きを行いますので、けしかけられて訴訟手続きを行うことはないと思います。もし、競争会社が提訴される場合、同業他社も同じ違反を行っている場合は、提訴される可能性があります。 |
| 30 | 電子製品などの製品筐体内部にあり、使用時には使用者に曝露されることのない部品・材料に有害物質が含まれる場合も対象となるのか。また、製品に沢山の部品が使われており全ての化学薬品の検証が難しいような場合、対象となる部品をユーザが手に触れられる部分に限定することは出来ないのか。 | 電子部品に有害物質が含まれている場合、当該部品を製造するサプライヤーは、その顧客である、製造会社に対して警告の義務が生じます。しかし、当該部品が、最終製品の内部に組み込まれ、最終消費者に暴露される可能性がない場合は、消費者に対する警告表示は必要ないと思います。 |
| 31 | 警告文が出された後、自社で検査した結果、安全基準値以下だった場合でも、罰金や和解金の支払いは必要なのか。 | 罰金や和解金の支払いは、当事者が提訴された結果起こることです。合法的な警告文を表示している限り、提訴されることはありません。 |
| 32 | BPA (Bisphenol A) は菓子や製品のフィルムに含まれることもあるか。 | その可能性はありますので、サプライヤーへ確認するか、科学的に暴露試験を行うことをお勧めします。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 33 | BPAについて、サプライヤーから「意図的添加無し」の証明をもらっているが、分析試験の結果証明まで必要なのか。またサプライヤーから有害物質は使われていないとの報告を受けていたにも関わらず、後日、有害物質が使われていたことが報告されたような場合、どのようになるのか。 | サプライヤーから有害物質が含まれていないと報告を受けていても、実際に御社の製品に含まれていた場合、消費者への警告表示を行っていないという責任を逃れることは困難です。従って、サプライヤーに対し、有害物質の有無だけでなく、その裏付けとなる証拠を要請することも可能ですので、分析試験の結果証明まで求めることをお勧めします。その他の法的対策としては、サプライヤーとの契約において、Prop65に関する情報開示義務をサプライヤーに課すことも可能です。もし有害物質が含まれていないと報告を受けた後、実際に含まれていた場合は、契約不履行となります。 |
| 34 | 表示について、製品購入前（製品梱包段ボール箱）と、製品購入後（製品自体へのラベル、タグなどによる表示）の両方が必要か？製品自体に表示してあれば、製品購入後であっても認識が可能のため、梱包箱に表示がなくても良いか。 | 製品購入前に警告表示を行う必要がありますので、梱包箱に表示が必要です。 |
| 35 | 実際にどれくらいの割合の企業が順守しているのか。 | 規模の大きな業界や消費者への危険性が高い製品についてはかなり遵守しているようですが、まだ遵守が徹底していない業界もあるようです。 |
| 36 | 業務用製品（プロユース）についても、警告表示がきちんと行われているのか。 | 訴訟リスクは、消費者製品の方が高いので、比較的遵守が遅れている可能性は高いと思われます。 |
| 37 | 工場内で多くの製品を作っている場合、どの製品のどの部分がProp65に該当するのか、全てを把握するのは困難と思われるが、どのように考えればよいのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造過程において、御社の従業員が有害物質にさらされる可能性がある場合は、連邦又はCA州のHazard Communication Standardを遵守する必要があります。 ・ 製品内部の部品に有害物質が含まれていても、消費者への暴露が無い場合は、警告は必要ありません。しかし、消費者が接する部品に有害物質が含まれる場合は、規定に従った内容を含む警告表示の必要があります。ショートフォームの警告も可能ですが、理想的には正式な警告をお勧めします。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 38 | 製造メーカーへの訴訟については、日本の本社より、アメリカ支社に対して行われる可能性が高いのか。 | 日本の本社が CA 州に支店を設けている場合は、日本の本社が被告になります。 しかし、日本の本社が支店登録をしておらず、子会社のみを設立している場合は、その子会社が被告になる可能性があります。その場合においても、日本本社が被告にならないという保証はありません。支払い能力がある日本本社や関連会社が連名で違反通知を受理する可能性もあります。 |
| 39 | 製品の分析をする場合、例えば食品や化粧品の場合、対象としてはやはり製品の内容物、容器、外箱等全ての製品を構成するものと考えべきなのか。 | その通りです。消費者に対して暴露の可能性がある場合は、対象となります。 |
| 40 | 暴露物質の含有有無が判別できない場合であっても、あらかじめ警告内容に盛り込んでおいても問題ないか。 | もし含まれる可能性が高いと判断される場合は、警告をすることには問題ありません。 |
| 41 | 一般建材製品は内装工事業者への警告書の提出のみでよいか。 | もし、建材製品を CA 州で製造、梱包、発送されている場合、これらに従事する従業員や業者に対する開示が必要となります。 |
| 42 | サンフランシスコの条例の対象は主に食品関係のものであるので、それ以外の製品については、対象外であると考えてよいのか。 | ご説明いたしましたサンフランシスコの条例は、商業目的で食品保存、製造、加工、販売を行う業者又はレストラン、バー、カフェテリアなど食事を提供する業者に対するもので、それ以外のものの製造や販売業者は、対象外となります。 |
| 43 | USDA Organic や KOSHER、HALAL の基準適合品である旨を明記したラベル貼付してカリフォルニア州で販売した場合でも、Prop65 対応は別物として考える必要があるのか。 | ご理解の通りです。 |
| 44 | Prop65 に対する対応次第では、商品の付加価値が高まることだが、どんな事例があるのか。 | 様々なケースが存在しますが、例えばコンプライアンスに対して意識が高いという企業イメージを持たれることによって、企業ブランド構築にも繋がるケースなどが付加価値と言えるかと存じます。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 45 | 例えばカドニウムが微量でも含まれる可能性があれば、事前に自社サイトおよび商品すべてにラベルで記載しておけば、警告書予防に成り得るのか。 | 対象製品にもよりますが、Web サイトと商品のラベルに対して十分な対応が出来ていれば、予防に繋がるかと存じます。カドミウムは Safehorbor レベル（安全基準値）が存在するため、無駄な警告とならないよう、注意する必要があります。 |

注意：本メモは、標題に関するすべての情報を網羅するものではなく、ごく概要をお伝えするものです。また、ここで扱う内容は、一般的事実としてお伝えするものであり、特定の状況に対する法的アドバイスではなく、それを意図したものでもありません。